

# 定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年7月

帯広市・鹿追町

## 定住自立圏の形成に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と鹿追町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、連携協力と役割分担によって、十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保と十勝の更なる発展と魅力の向上を図るため、定住自立圏の形成に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

### （事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

### （協定の変更）

第5条 この協定を変更する場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月7日

帯広市西5条南7丁目1番地

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

河東郡鹿追町東町1丁目15番地1

乙 鹿追町

鹿追町長 ・ 田 弘 志

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

（1）救急医療体制の確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の救急医療体制を確保するため、圏域唯一の三次医療機関である救急救命センターの維持・充実を図るとともに、患者の症状に応じた適切な医療機関の利用の啓発に努める。	ア 救急医療体制の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、甲の住民に啓発を行う。	ア 救急医療体制の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、乙の住民に啓発を行う。

（2）地域医療体制の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の地域医療体制の充実を図るため、圏域内における医療従事者の確保に努めるとともに、圏域が抱える地域医療の課題解決に向けた検討をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 検討会議を主催するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、乙と連携して取組をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 甲が主催する検討会議に参加するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、甲と連携して取組をすすめる。

2 福祉

（1）地域活動支援センターの広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域活動支援センターの広域利用をすすめる。	ア 地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。 イ 連携に関する調整や助言を行う。	地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。

(2) 保育所の広域入所の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応した保育所の広域入所など圏域の子育て支援の取組をすすめる。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。

3 教育

(1) 図書館の広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館の広域利用を促進するため、図書館相互の連携を強化する。	圏域の郷土資料や行事等の情報収集、職員の資質向上の取組など、図書館の連携強化に関する総合的な調整を行うとともに、圏域の図書館情報を甲の住民に提供する。	甲と連携して、図書館の連携強化に取り組むとともに、圏域の図書館情報を乙の住民に提供する。

(2) 生涯学習の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習施設の利用を促進する。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、甲の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを乙と連携して取り組む。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、乙の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを甲と連携して取り組む。

#### 4 産業振興

##### (1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
財団法人十勝圏振興機構や関係機関と連携して、農商工・産学官連携事業を推進するとともに、十勝圏域における地域ブランド（十勝ブランド）確立のため、PR事業などの取組をすすめる。	<p>ア 財団法人十勝圏振興機構など関係機関との連絡調整を図るとともに、乙と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。</p> <p>イ 地域ブランドの確立に向けた取組を乙と連携して行う。</p>	<p>ア 財団法人十勝圏振興機構など関係機関や甲と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。</p> <p>イ 地域ブランドの確立に向けた取組を甲と連携して行う。</p>

##### (2) フードバレーとかちの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
農林水産業や食を柱とする地域産業政策「フードバレーとかち」を、圏域全体で推進する。	「フードバレーとかち」を推進するため、協議会を設置・運営するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を乙と連携して推進する。	協議会に参画するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を甲と連携して推進する。

##### (3) 企業誘致の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
首都圏などの企業への発信力を高めるため、圏域が一体となった企業立地PRを行うとともに、圏域への誘致を実現するための連携体制を構築する。	<p>ア 圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約や連絡調整を行う。</p> <p>イ 連携体制の構築に向けた調整を行う。</p>	<p>ア 圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約などに協力する。</p> <p>イ 連携体制の構築に向け、甲と連携して取り組む。</p>

(4) 中小企業勤労者の福祉向上

取組内容	甲の役割	乙の役割
とちぎ勤労者共済センターが実施する福利厚生事業の実施に対する必要な支援を行うとともに、中小企業の加入促進に向けた取組をすすめる。	市町村連絡協議会を主催するとともに、甲の区域内の企業に対し加入を促進する。	市町村連絡協議会に参加するとともに、乙の区域内の企業に対し加入を促進する。

(5) 広域観光の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。	<p>ア 帯広観光コンベンション協会と十勝観光連盟の連携を強化する。</p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、周遊ルートの開発や観光情報の提供を行う。</p>	<p>ア 十勝観光連盟の事業に参画する。</p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の提案や各種イベント情報の集約に協力する。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。</p>

(6) 農業振興と担い手の育成

取組内容	甲の役割	乙の役割
営農技術の向上や防疫対策など農業振興に関する広域的な取組をすすめるとともに、地域の担い手を育成するため、合同研修会などを開催する。	<p>ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約や関係機関との連絡調整を図るとともに、甲の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。</p> <p>イ 合同研修会の開催に関する調整を行う。</p>	<p>ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約に協力するとともに、乙の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。</p> <p>イ 合同研修会の開催に関して、甲と連携して取り組む。</p>

(7) 鳥獣害防止対策の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進する。	鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。	鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。

5 環境

(1) 地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指す。	環境モデル都市として、環境モデル都市行動計画に基づいた先駆的な取組を推進するとともに、圏域への波及を図るため、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。	低炭素社会の構築に向けた取組を甲と連携して推進する。

6 防災

(1) 地域防災体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における相互応援体制を構築する。	<p>ア 大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。</p> <p>イ 甲の地域における防災体制の充実に努める。</p>	<p>ア 甲と連携し、大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。</p> <p>イ 乙の地域における防災体制の充実に努める。</p>



別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

（1）地域公共交通の維持確保と利用促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の移動手段の確保や利便性の向上を図るため、生活交通路線の維持確保と利用促進の取組をすすめる。	生活交通路線の維持確保と利用促進に向けた取組を乙と連携して行う。	生活交通路線の維持確保と利用促進に向けた取組を甲と連携して行う。

2 地産地消の推進

（1）地産地消の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
消費者が圏域の地産地消情報を入手できる環境を整備するとともに、関係機関と連携した取組を展開し、地産地消を推進する。	ア 圏域の地産地消に係るイベントや生産者の情報を集約するとともに、圏域の地産地消情報を甲の住民に提供する。 イ 地産地消に関するイベントなどに取り組む。	ア 地産地消に係るイベントや生産者の情報の集約に協力するとともに、圏域の地産地消情報を乙の住民に提供する。 イ 地産地消に関するイベントなどに取り組む。

3 移住・交流の促進

（1）移住・交流の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の移住関連情報を一体的に発信し、移住・交流を促進する。	帯広市東京事務所など甲の都市機能を活用し、圏域の移住関連情報を一体的に発信する。	甲の都市機能の活用や各種事業などを通して、乙の移住関連情報を発信する。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材育成

（1）職員研修及び圏域内人事交流

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町村職員の資質向上や人的ネットワークの構築を図るため、職員研修を合同で実施するとともに、圏域内人事交流を行う。	ア 甲が実施する職員研修に関する情報を乙に提供し、乙の職員が参加する機会を設ける。 イ 必要に応じて圏域内人事交流を行う。	ア 甲が実施する職員研修に協力するとともに、必要に応じて乙の職員を参加させる。 イ 必要に応じて圏域内人事交流を行う。